

令和 7 年 第 2 回白石町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和 7 年 2 月 5 日（水） 午前 10 時 00 分～ 11 時 05 分

2 開催場所 白石町総合センター 2 階 集団指導室

3 出席委員（36 人）

No	委員氏名	No	委員氏名	No	委員氏名
1	木下 善明 欠席	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員（1 人）

1 番 木下善明

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 4 地域計画（案）に対する意見聴取について
- 5 令和 7 年白石町農用地利用集積計画（2 号）の承認決定について
- 6 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和 7 年第 3 回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 令和 7 年 3 月 5 日（水）9 時 00 分
場所 白石町総合センター 2 階 集団指導室
- 2 その他
農地パトロールの実施

6 出席職員

農業委員会事務局	事務局長	山下英治
	課長補佐兼農地農政係長	石田善人
	農地農政係長	三原淳壺

7 その他出席職員

農業振興課	農業者係長	橋本丈英
	農業者係	原田大地

8 その他

9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

今日は、昨日からの寒波襲来ということで、総会の開始時間を 1 時間繰り下げさせていただきました。1 時間でも路面の状況が改善して、よかったと思います。

本日は、総会終了後、寒い中ではありますが、農地パトロールを予定しておりますので、よろしくお願いします。

それではただ今から、令和 7 年 2 月第 2 回白石町農業委員会総会を開会いたします。始めに、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、1 番 木下善明委員から欠席の届けがあっております。

ただ今の出席委員は 37 名中 36 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。

それではよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、2 番 松尾貴江委員、3 番 大曲弥素男委員を指名いたします。これより議事に入ります。

＝議案番号第 15 号＝

議長 1「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 15 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 15 号、議案書 1 ページです。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。

議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請農地は、遠方に居住されている親戚の農地を売渡される申請です。
譲受人は現在、米、麦を作付けされ、法人構成員として営農されています。
今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 15 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 15 号は申請どおり当委員会
において許可することに決定します。

＝議案番号第 16 号＝

議長 続きまして、議案番号第 16 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 16 号、権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。
申請地は、隣接する宅地を購入され鹿島市から白石町へ移住される譲受人へ売買する
ための申請となります。
譲受人は、グリーンピース、トウモロコシなど耕作を行う計画で、先々は販売も考
えておられます。
周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無
いと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。
単純な質問です。10a 当たりの単価が、すごく違うなと思ったので、根拠を説明してもらえればと思います。

事務局 ご覧のとおり、10a あたりの対価が○○円となっておりますけれども、隣接する宅地といっしょに購入をなされるということで、畑の金額が示されていなかったため、面積を単純に按分かけていますので、こういう金額になっております。

○番 畑としてではなく、宅地としてという考えですか。

事務局 畑も宅地もいっしょに買うということです。

○番 はい、分かりました。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 16 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 16 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 17 号＝

議長 続きまして、2「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第 17 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 17 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第 1 種農地です。
農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にあ

る農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として、1 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、宅地進入路及び家庭菜園として使用するための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者、耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 17 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 17 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 18 号＝

議長 続きまして、議案番号第 18 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 18 号、議案書 2 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置される

ものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、一般住宅及び庭として使用するための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地及び宅地の所有者、耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 18 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 18 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 19 号＝

議長 続きまして、議案番号第 19 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 19 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項としましては、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 13 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は大規模きゅうり栽培をなされており、倉庫や従業員用の休憩所、駐車場を新たに整備する計画で申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 19 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 19 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 20 号＝

議長 続きまして、議案番号第 20 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 20 号、議案書 3 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項としましては、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、14 ページから 16 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として1月29日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は、苗床や機械置場、資材置場が不足しているため今回新たに整備を計画されており、申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第20号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第20号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 21 号＝

議長 続きまして、3「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第21号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第21号、権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第3種農地です。

農地区分の該当事項としましては、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、17 ページから 19 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 1 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の転用は、譲受人が家庭菜園として使用することに伴う申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接宅地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 21 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 21 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 22 号＝

議長 続きまして、議案番号第 22 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 22 号、議案書 4 ページです。
権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第 1 種農地です。
農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものでございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、20 ページから 22 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 1 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、一般住宅にするための申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 22 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 22 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 23 号＝

議長 続きまして、議案番号第 23 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 23 号、権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第 1 種農地です。
農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、23 ページから 25 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。
譲渡人の実家を譲受人が購入する予定であり、その実家に隣接する畑を駐車場として利用する申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 23 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 23 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 24 号＝

議長 続きまして、議案番号第 24 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 24 号、議案書 5 ページです。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、26 ページから 28 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として、1月28日に事務局と現地確認を行いました。
今回の転用は、借受人が一般住宅及び庭として使用することに伴う申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、
転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議をお願いします。

議長 補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第24号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第24号は原案のとおり申請を
許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 25 号＝

議長 続きまして、議案番号第25号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第25号、権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第1種農地です。
農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にあ
る農地でございます。
許可基準の該当事項としましては、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体
として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成す
る上で当該農地を供することが必要であると認められるものでございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申
請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、29ページから31ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員から補足説明をお願いします。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 1 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

譲渡人の実家跡地を譲受人が購入して新たに住宅を建築予定であり、実家跡地に隣接する畑を庭など住宅の敷地として整備する申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 25 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 25 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 26 号＝

議長 続きまして、議案番号第 26 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 26 号、議案書 6 ページです。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、32 ページから 34 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として1月23日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、一般住宅にするための申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
ご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第26号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第26号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 27 号＝

議長 続きまして、4「地域計画（案）に対する意見聴取について」を議題とします。説明者として農業振興課の方をお願いします。

議長 議案番号第27号について、農業振興課に説明を求めます。

農業振興課 農業者係

おはようございます。農業振興課農業者係の〇〇と申します。隣が担当の〇〇でございます。農業委員の皆様には地域計画策定につきましては、去年の2月、モデル地区の六角地区と錦江地区を皮切りに、白石町を9つの地域に分けて、それぞれ2回ずつ、計18回。それから、広域法人との協議の場、大規模農家との協議の場、これを含めまして、12月の4日の最後の須古地区まで、計20回。農業委員皆様方のご協力のもと、地元の方との協議が完了したところでございます。

本日は、地域計画案と、今まで協議を行ってきた目標地図の案、これについて、農

業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項に基づき、関係組織から意見聴取するものでございます。

詳しい話は、担当の〇〇から行いますが、皆様方の貴重なご意見、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

農業振興課 農業者係

おはようございます。農業振興課農業者係の〇〇と申します。地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画を担当しております。

担当地区の地域計画案と目標地図案につきましては、事前に配布しておりました。今回は全地区の地域計画案を配布しております。目標地図案につきましては、農業振興課内に大きいサイズの地図もありますので、後ほど確認していただいても結構です。

早速ですが地域計画案について説明いたします。代表して旧 JA 白石支所の白石地域のみ説明いたします。

1 ページをご覧ください。1 の(1) 地域における農業の将来のあり方というところをご覧ください。1 の(1)には、白石地域の状況として、農用地等面積を記載しています。1 番上が白石地域の地域計画に位置付けている農用地等面積で 435ha となっています。④の規模縮小などの意向のある農地面積の合計と⑤の今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計は、令和 5 年度に実施した農業経営意向調査と今年度配布しました申出書の意見の結果を反映させております。

続きまして、(2) の地域農業の現状及び課題については、各地域の基礎的データを載せています。そのデータをもとに課題等も記載しています。

(3) は、将来の農業の在り方について記載しています。

続きまして、2 ページをご覧ください。2 の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、集積率を載せています。集積率とは、認定農業者、農事組合法人、集落営農組織、基本構想到達者に農地を集積している割合です。基本構想到達者とは、認定農業者にはなっていないが、経営規模的に現状なれる可能性がある農業者です。白石地域は現状 85%で目標の集積率は、83.5%となっております。他地域につきましては、どちらも 90%を超えており、白石町全体につきましても 90%を超えています。

続きまして、3 番につきましては、2 番の集積率の目標を達成するためのとるべき必要な措置を記載しています。

その下段に任意記載事項として、地域の実情に応じた事項を記載しています。

続きまして、3 ページをご覧ください。4 番の地域内の農業を担う者一覧として、目標地図に位置付ける者を別紙に記載しています。その別紙は、白石地域につきましては、4 ページから 7 ページに位置付ける者全員を記載しています。

4 ページからの説明になりますが、一番左側、属性の欄には認定農業者と集落営農組織と基本構想到達者の種別を記載しています。「認農」が認定農業者です。19 ペー

ジをご覧ください。19 ページの 59 番、「集」と書いてありますが集落営農組織となっております。もう一度、4 ページから 7 ページに戻っていただいて、「到達」というのが基本構想到達者です。農事組合法人は認定農業者のため「認農」として位置付けています。

続きまして、属性の隣の農業を担う者の欄には、農業者を記載しています。一番右の備考欄に農事組合法人や集落営農組織の構成員を記載しています。31 番の方につきましては、農事組合法人の構成員とはなっておりますが、この方も認定農業者ということなので、法人名で位置付けるのではなく、その方を位置付けておりまして、備考欄に農事組合法人〇〇として、記載をしております。

続きまして、農業を担う者の現状の作付面積と 10 年後の作付面積を中程に記載しています。これは、意向調査と申出書と協議の場の結果を基に作成しています。7 ページの最後の 305 番には検討中と記載していますが、これは協議の場において離農予定地の 10 年後の作付け者が決まらなかった場合は、検討中としてよいとのことだったので、その農地の合計面積となります。

今後は、全 9 地区を 3 月末の公告に向けて準備をしていきます。以上で地域計画案についての説明を終わります。

議長 地域計画について説明が終わりました。これについて、ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。

まず、大変お疲れ様でした。

資料を事前にもらったので、ちょっと目を通したなかで、2 番の農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標ということで、現状の集積率、それと将来の目標とする集積率を記載して頂いているのですが、本来、我々は集積率を上げるために計画を作っているのだらうなという感覚なので、率が下がっているのは、なにか考え方があるのでしょうか。

農業振興課 農業者係

こちらが、7 ページの 305 番に検討中と説明をしたのですが、地域計画を策定するための協議の場などでの話し合いの結果、10 年後の離農予定地で、新たな作付者が決まらない場合は検討中としてよいということになっています。その結果、集積率が落ちてしまうことになってしまいました。

このことについては、また、県に確認をして、今年度については、検討中の所の集積率を上げるのは厳しいかもしれませんが、令和 7 年度以降に向けて、ここは話し合いをしなければと事務局でも話をしております。

〇番 はい。分かりました。ありがとう。

一般的に考えたら、なぜだろうと思って、検討中の分は、頭になかったですが、結構、検討中の面積多いなと思いました。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 27 号、地域計画（案）に対する意見聴取についてということですが、これに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、当委員会の意見として町へ回答します。

農業振興課 農業者係

皆様、ありがとうございました。私達も今後、この意見を基に 3 月中には、縦覧公告を行って、ホームページなど、いろんな方法で住民の皆様方にお知らせをする形を取ろうと考えています。また、来年からも、〇〇が申したとおり、検討中の部分は少しずつ、次の担い手を決めていくこともしていかなければなりませんので、引き続きご協力よろしくお願いします。

＝ 議案番号第 28 号 ＝

議長 続きまして、5「令和 7 年白石町農用地利用集積計画（2 号）の承認決定について」を議題とします。議案番号第 28 号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 28 号の「農用地利用集積計画（2 号）について」ご説明いたします。始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 7 件となっております。詳細は 1 ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。2 ページから 8 ページの相対での設定が 77 件、9 ページから 12 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 58 件、合わせて 135 件の計画が提出されており、賃借権設定が 128 件、使用貸借権設定が 7 件となっています。

区分の内訳として新規が 54 件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが 18 件ありました。再設定は 81 件でした。

今回の利用権の総面積は 710,669 m²です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 64 件、会社法人によるものが 13 件、農地中間管理機構によるものが 58 件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 22 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の各要件を満たすものとして 142 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず所有権移転について審議します。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 28 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 28 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議いたします。○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員の退室をお願いします。

(委員 退室)

議長 それでは、利用権設定関係のうち、2 ページの整理番号 1 番及び整理番号 7 番から 13 番まで、並びに 9 ページの整理番号 1 番から 6 番までについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 28 号、利用権設定のうち、2 ページの整理番号 1 番及び整理番号 7 番から 13 番まで、並びに 9 ページの整理番号 1 番から 6 番までについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 28 号、利用権設定のうち、2 ページの整理番号 1 番及び整理番号 7 番から 13 番まで、並びに 9 ページの整理番号 1 番から 6 番まで以外の分について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 29 ～ 32 号＝

議長 続きまして、6「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 29 号から 32 号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 6 ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 29 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東区の○○さんです。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、35 ページから 36 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 7 ページ、議案番号第 30 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、小城市の○○さんです。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、37 ページから 38 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 31 号。

申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、佐賀市の〇〇さんです。
申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。
議案の位置図は、39 ページから 40 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 32 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、下箕具の〇〇さんです。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、41 ページから 44 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 29 号から 32 号でした。
白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定により、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。
なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。
もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。
以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 29 号から 32 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願いします。

議長 議案番号第 29 号。
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 30 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 31 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 32 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 29 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 30 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 31 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 32 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員であっせん委員をよろしく
お願いいたします。

議長 次に、事務局の担当職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これで全議案終了いたしましたので、引き続き、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)
1 合意解約の報告

議長 報告が終わりましたので、続きまして事務局から業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
業務連絡事項
1 令和7年 第3回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 : 令和7年3月5日(水)9時00分
場所 : 白石町総合センター 2階 集団指導室

2 その他
農地パトロールの実施について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前11時05分
